

意見の整理

平成 20 年 2 月 22 日
知的財産戦略専門調査会

はじめに

本資料は、今後の知的財産戦略に関する具体的施策の議論に資するため、最近の科学技術の動向や策定された知的財産戦略等（「知財フロンティアの開拓に向けて（分野別知的財産戦略）」（備考参照）等）を的確に踏まえた上で検討された第 37 回の知的財産戦略専門調査会（1/25）における専門委員からの意見及びその後専門委員から頂いた意見を項目別に整理し、それに関連する情報を各府省から得て付記したものである。

（備考）分野別知的財産戦略で提示された知財フロンティアとは、技術フロンティア、制度フロンティア、市場フロンティアを同時かつ一体的に追及するもの（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/dai18/18gijisidai.html> 参照）。下記項目がそれぞれのフロンティアに相当するかを[技フ]、[制フ]、[市フ]と略記し明示した。

1. グローバル化

(1) 国際競争力強化

- 国際的な産学連携は、世界との研究開発競争に打ち勝ち、研究に刺激を与え、新たな知の創造に資するためのものであり、また国際的な研究レベルの評価結果にもなる。具体的には、海外企業との共同・受託研究・知財ライセンス契約等が有効である。これらの顧客開拓には、戦略的な国際会議発表が最も有効であるが、更に海外企業を集めたセミナー、国際シンポジウム・ワークショップ、海外アドバイザーの強化等も必要である。[技フ][市フ]（山本委員）
- 平成 19 年度は、「大学知的財産本部整備事業」の一環として 17 機関を選定し、国際的な産学官連携の推進体制整備のための支援を行った。また、平成 20 年度からは、「産学官連携戦略展開事業」において国際的な産学官連携体制の強化を行う機関を支援する予定。（文部科学省）
（「産学官連携戦略展開事業」：平成 20 年度から、大学等の知的財産戦略が持続的に展開されるよう、主体的かつ多様な特色ある取組を国公立大学等を通じて支援し、産学官連携活動全体の質の向上を図るための事業。）
- 企業活動のグローバル化の中で、日本の大学・公的研究機関の国際的競争力を引き続き強化していかないと、日本企業が日本に研究拠点を置く必然性は低くなっていく。技術流出防止の観点に留意しながら、優秀な外国人留学生・研究者の受け入れを積極的に進め、日本の大学・公的研究機関を世界の知の拠点にすべきである。[技フ]（竹岡委員）

(2)技術流出の防止

- 国際共同研究の推進、外国人研究者の受け入れに伴い、知財をはじめとする技術情報管理ポリシーを大学・研究機関が整備するよう奨励する。政府は必要な法令を整備する。[技フ][制フ]（荒井委員）
- 外国人の留学生・研究者・頭脳労働者の増大による、知の流出や技術流出の危険性も増大、秘密特許制度の導入、研究者・科学者・学会の Awareness 高揚、但し、オープンイノベーションの重要性も勘案。[技フ][制フ]（松見委員）
- 発展途上国との共同研究を進めるため、彼らの立場を考慮した知財制度が必要である。このため医療・環境などについて、分野別の国際研究を進め、具体策を提案する。[技フ][制フ]（荒井委員）
- 教育と守秘義務を望む企業、産学連携の中で生じる守秘義務との兼ね合いをもう少しオープンにディスカッションした方が、スタンダードができていいのではないかと。[技フ][制フ]（小寺山委員）
- 産学連携、一般についても、技術流出の可能性に対する指摘、あるいは重要技術の管理の問題等の高度なガバナンスについて、各大学に任せるということだけでよいのかどうか。[技フ][制フ]（渡部委員）
 - 外国為替及び外国貿易法（外為法）の遵守に資するため、大学等の研究者向けに「安全保障貿易管理ハンドブック」作成・配布するとともに、大学・研究機関向けに「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス」を作成・公表した（経済産業省）。
 - 国内産業への悪影響等を勘案して、農林水産省の委託プロジェクト研究においては、「農林水産研究知的財産戦略（平成 19 年 3 月 農林水産省農林水産技術会議）」に基づき、権利者の海外実施に関して国への協議を約させる契約条項に平成 19 年度より改正したところである。（農林水産省）

(3)国際的に通用する人材育成

- 万能細胞研究に見られるように、先端技術に強く国際性のある知財人材の重要性が高まっている。ポスドクを活用するなど、知財人材の育成を加速化する。[技フ]（荒井委員）
 - 平成 20 年度から、「産学官連携戦略展開事業」において国際的に通用する知財人材の育成も含め、国際的な産学官連携体制の強化を行う機関を支援する予定。（文部科学省）

(4)環境関連技術

- 地球環境科学は地球規模で継続的に研究開発を行うべき課題であり、日本の技術水準が高い分野であるので、優れた新技術の外国特許取得等国家イニシアティブのもの

と更に推進すべきである。[技フ]（西山委員）

- 科学技術振興機構（JST）において、大学等の研究成果について、海外特許出願を支援。（文部科学省）
- 「農林水産研究知的財産戦略」に基づき、得られた研究成果については活用可能性を勘案した上で適切に取得していくこととしている。（農林水産省）

(5) 海外での特許取得の強化推進

- ベンチャー企業に対しては、一定の基準の下で、国際特許出願の際に必要な費用に対し補助金による政府のサポートが行われることを望む。また、独立行政法人などから出される研究開発補助金などに対しても同補助金の中で国際特許取得費を認めてもらえるよう要望する。[技フ][制フ]（森下委員）
- 中小企業の外国特許出願に対する助成事業（都道府県等中小企業支援センターの外国出願支援事業に対する補助事業）を創設することとし、平成20年度政府予算案として、1.4億円を新規計上しているところである。（経済産業省）
- 農林水産省の競争的資金等試験研究費においては、公募要領に間接経費（直接経費の30%以内）の使途の例として特許関連経費を明示しており、国内、国外問わず間接経費を使用することが可能となっている。（農林水産省）

(6) オープンイノベーション

- オープン・イノベーションと関連して、現在、知的財産の権利関係に関する議論が望まれる。[技フ][制フ][市フ]（岡田委員）
- 「イノベーションと知財政策に関する研究会」を設置。オープン・イノベーションの議論も含め知財制度を巡る様々な課題について議論を行い、イノベーションを促進する観点から我が国知財システムが目指すべき将来像についてとりまとめる予定。第1回は平成19年12月18日に開催、またワーキンググループの第1回を平成20年1月23日に開催した。（経済産業省）

(7) その他

- どのように制度調和を図っていくか、特に先進国と発展途上国の間でハーモナイゼーションしながら、ウイン・ウインの関係ができるような形にどうしたら持っていけるか検討する価値がある。[制フ]（野間口委員）
- 「イノベーションと知財政策に関する研究会」を設置。制度調和も含め知財制度を巡る様々な課題について議論を行い、イノベーションを促進する観点から我が国知財システムが目指すべき将来像についてとりまとめる予定。第1回は平成19年12月18日に開催、またワーキンググループの第1回を平成20年1月23日に開催した。（経済産業省）

- 植物品種保護フォーラムの設置については決定したが、今後はフォーラムの場を活用し、各国の合意を得つつ、我が国の利益に適う活動を行っていくことが必要。その際に専門家によるワーキンググループを立ち上げて具体的な活動を行うこととしているが発展途上国の立場を尊重しつつ検討していくこととしている。(農林水産省)

2. 先端技術分野

(1)IT 分野

- 情報・エレクトロニクス分野については、国際標準獲得のための産官学の戦略委員会を設置する。[技フ] (荒井委員)
- 情報通信審議会において、ICT 分野における国際標準化戦略について審議中であり、2008年6月頃に答申がとりまとめられる予定である。(総務省)
- 国際標準形成に関する議論は進行していて大変望ましい。さらに加速させていただきたい。[技フ] (岡田委員)
- ISO・IEC関係については、日本工業標準調査会において、国際標準化に向けた取組の一層の強化を図るため、「国際標準化アクションプラン(平成19年7月)」策定し、実施している(経済産業省)。

(2)ライフサイエンス分野

- 医療特許を広くする。(法令改正、審査基準の改正が必要か) [技フ] [制フ] (荒井委員、竹岡委員)
- 先端医療分野の技術進歩に適合した特許制度のありかたを検討する。[技フ] [制フ] (西山委員)
- 医療技術の特許化が必要である。懸念されている医療行為への影響に関しては、欧米同様特許権が医療行為としての実施に及ばないようにすることで問題解決は可能。[技フ] [制フ] (森下委員)
- 産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会の下に設置された医療行為ワーキンググループにおいて検討され、2003年8月、「人間を手術、治療又は診断する方法の発明」は特許付与の対象外とする原則を維持しつつも、人間に由来するものを原料又は材料として医薬品又は医療機器(例:培養皮膚シート、人工骨)を製造する方法については、同一人に治療のために戻すことを前提とするものであっても特許付与の対象とする方針に基づき審査基準が改訂された。
- その後、知財戦略本部の下に設置された「医療関連行為の特許保護のあり方に関する専門調査会」において検討され、2005年4月、「i) 医師の行為に係る技術は、

特許の対象外とする。ii) 物に由来する技術のうち、「医療機器の作動方法」は、特許の対象とする。iii) 物に由来する技術のうち、「医薬の製造・販売のために医薬の新しい効能・効果を発現させる方法」に関しては、物の特許による保護の拡大により対応する可能性を可能な限り追求する。」こと等が結論され、審査基準が改訂された。

さらに、2007年12月の分野別知財戦略（ライフサイエンス分野プロジェクトチーム調査検討報告書）の「今後の対応」において、「先端医療技術の方法の発明の保護の在り方の問題の重要性にかんがみ、今後とも最適な制度の在り方を追求する努力を継続的に行うべきである。特許審査基準の運用状況等を引き続き注視するとともに、先端医療分野における技術動向やその特許保護に関する国際的な議論の動向について、引き続き情報の収集・分析に努めることが必要である。」としている。（事務局）

- ライフサイエンスの審査に関してより専門性の高い審査官の増員や強化。[技フ] [制フ]（森下委員）
 - ライフサイエンス分野においては、任期付審査官の採用を開始した平成16年以降、博士の学位を有する者を庁内平均の4倍の割合で採用しており、専門性の高い審査官を確保している。ライフサイエンス分野を担当する審査官の数についても、平成16年より前の状況に比べ、約2.4倍となっており、平成20年度も同分野における審査官を採用する予定である。（経済産業省）

- 機能性食品等の用途発明の検討。[技フ] [制フ]（西山委員）
 - 平成19年8月、経済産業省から、関連業界団体に対し、機能性食品等に関連する用途発明についての検討依頼事項を送付したが、本年2月7日現在、上記団体より、該検討依頼事項の検討結果の報告や該検討結果に基づく議論の要望について連絡はない。（経済産業省）

- 生物遺伝資源の出所開示の検討。[制フ]（西山委員）
- 健康食品表示のあり方の検討。[制フ]（西山委員）
 - 平成15年に設置された「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討会」における検討の結果、平成17年に特定保健用食品制度の見直しによる表示内容の充実や表示の適正化等を行った。（厚生労働省）

- 理化学研究所などの公的機関と複数の大学が行っているナショナル・プロジェクトにおける知的財産管理が整備されていないため、国家プロジェクトにおける知財が失われかねない。事実、契約時での権利関係の整備がなされておらず、知的財産管

理の方針が明確でないためバイオバンクなどのSNP解析事業を含む大型国家プロジェクトにおいて混乱を招いている。早急な知的財産管理方針の策定を行うべきである。[技フ][制フ]（森下委員）

- 大学の知的財産がもっと実際に創薬の方につながるような努力がなされるべきではないか。[技フ]（小寺山委員）

- 平成20年度から、「産学官連携戦略展開事業」において、ライフサイエンス分野等の分野別産学官連携活動の深化等、特色ある産学官連携活動を行う機関を支援する予定。（文部科学省）
- 平成19年4月に「革新的な医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」を策定し、研究から上市に至る過程を支援するための施策を講じている。

また、平成19年3月に厚生労働省と文部科学省と共同で策定した「新たな治験活性化5カ年計画」に基づき、中核病院・拠点医療機関を選定し医療機関の体制を整備する等治験・臨床研究の推進に係る取組を実施している。

さらに、治験に関する薬事法上の取り扱いに関しては、「有効で安全な医薬品を迅速に提供するための検討会報告書（平成19年7月）」においても、東アジア諸国における治験結果の相互利用を含めた国際共同治験の推進やGCP（医薬品の臨床試験に関する実施の基準）やその運用に関する見直しの必要性について言及しているところである。

このような指摘を踏まえ、厚生労働省としては、

- ① 国際共同治験に当たっての基本的考え方をとりまとめ公表（平成19年9月）
- ② GCPの運用や信頼性調査のために求められる文書について整理・合理化（平成19年10月）

などの施策を講じるとともに、来年度（平成20年度）予算において、

- ① 日米欧三極による医薬品の国際共同治験に関する共同の相談体制整備に向けた調査・検討
- ② 中国・韓国などの東アジア諸国治験データの相互利用を検討することを目的とした調査研究

に必要な予算を計上しているところである。（厚生労働省）

- ライフサイエンス分野の特許は実証主義のため広範囲な基本特許取得が困難であり、良いアイデアがあっても研究発表後には重要特許を後発の強力な海外研究所に取得される。世界競争に勝つためには、ライフサイエンス分野の特許範囲の適正化の検討が必要。[制フ]（山本委員）

3. 産学官連携強化

- 企業のリードによる産学官連携強化。[技フ]（松見委員）
- 産学連携をうまくいかせるためには、空洞化している部分をどういうふうに、大学の研究を引き上げるのか、産業界もうまく入ってもらえるような、産学官でコンソーシアム的に一緒に研究するような部分をつくらなければうまく回らないのか、そういう視点での分析もしていただきたい。[技フ]（本田委員）
- 大学にとって、連携した場合のインセンティブやモチベーションとして、研究している先生等に、実施料等何かあればいいのではないか。例えば、ライセンス料がそのまま事業の方に入ってしまうと、研究者としては物足りない。[技フ]（三原委員）
 - 国立大学等の約 9 割において、大学等が承継した職務発明等に基づく知的財産権の実施許諾料等の収入を発明者へ配分する方法について定めた規定を整備している。（文部科学省）
- 大学の知財戦略支援のためポスト知財本部事業を。[技フ]（森下委員）
 - 平成20年度から、「産学官連携戦略展開事業」を実施する予定。（文部科学省）
- 産学連携の、知財本部でやっているTLOの支援というのは行っていただきたい。[技フ]（本田委員）
- 国際的な産学連携活動への支援は引き続き重要。地方大学レベルを含めてこれを可能にするため、大学間の広域的な連携による国際的な知財活動への支援を強化していただきたい。[技フ]（竹岡委員）
 - 平成20年度から、「産学官連携戦略展開事業」において国際的な産学官連携体制の強化を行う機関を支援する予定。（文部科学省）
- 大学発知財ビジネス、オープン・イノベーション、地域産学官連携、これらの成功事例の検証を行っていくことも重要。[技フ]（松見委員）
- 大学の知財活動は中小企業の活性化に役割を果たす可能性があることにもっと着目するべき。地域間格差是正などが議論されているが、中小企業との共同研究やライセンスを更に支援する措置なども考えてよいのではないか。[技フ]（渡部委員）
 - 関係独法においては「産学官連携本部」を発足し、定期的に連携交流セミナーを開催するなど、好評を博しているところ。（農林水産省）

4. 大学等での知財戦略

(1) 知財権取得強化

- 理工系の学会に知財委員会を設置し、特許法令の改正、審査基準の改正などについて

具体案を提言するよう奨励する。[技フ] [制フ] (荒井委員)

- 大学の特許を管理する際には、産業と密着したような形で特許管理を進めたらよいのではないか。[技フ] (秋元委員)
- 大学で自立的にまた持続的に知的財産戦略を展開していくために、積極的に間接経費を投入するような誘導をしていただけると非常に助かる。[技フ] (小寺山委員)
- 競争的資金の間接経費が知財のクリエイションと維持に使われるということで、ぜひもっと研究開発の必須のアウトプットとして知財というものを明確に位置づけて、間接経費、本当の意味で間接として使えるように、もう少ししっかりとした枠組みを競争的資金の中につくっていく必要があるのではないか。[技フ] (横山委員)
- 「大学知的財産本部整備事業」実施機関(43機関)の特許関連経費(特許出願・体制整備等)の総額は増加傾向(平成15年度の約1.7倍)にあり、平成18年度で約68億円。自己財源から充当される割合も5割(間接経費から2割)を超えるなど着実に増加しているが、依然として「大学知的財産本部整備事業」による財源が約4割を占める状況。(文部科学省)
- 農林水産・食品分野の知的財産への関心の高まりを受け、農業環境工学系7学会が主催する知財関係の学術シンポジウム等が開催されるなど学会レベルにおける活動は活発化、また、競争的資金の間接経費の用途については、公募要領に特許関連経費の計上例を明示するなど対応している。(農林水産省)

(2) 知財マインドの向上

- 産学連携を進めるにあたっては、各大学が、学生・ポスドク・留学生等に係る権利関係の明確化をリスク管理として徹底していくことが必要。[技フ] (井上委員)
- 平成19年度に、東北大学にポスドクや学生の発明の権利の帰属等の取り扱いについての調査研究を委託。(文部科学省)
- TLO や、知財本部が研究者の中に入っていく、知財の視点から研究を促進するコーディネート機能の強化という観点での人材育成や、そういう人材の充填をしていただきたい。[技フ] (本田委員)

(3) その他

- 国立大学法人では、新株予約権を取得したときに行使ができないということがまだ大学にはあるので、その辺の規制の緩和(見直し)が必要ではないか。[制フ] (本田委員)
- 国立大学法人の出資の対象範囲の拡大(大学発ベンチャーなど)について検討中。(文部科学省)

5. その他

(1)人材育成

- 理科系学部・大学院での知財教育の場で、知財関連の各種キャリアの魅力を伝えていくことが重要。[技フ] (井上委員)
- 知財教育の内容は、知財関連の法律の細かい内容に拘泥するものではなく、MOT を含めた総合的なものであるべきである。そのためのカリキュラム開発や普及を一層促進する施策を講じてほしい。[技フ] (井上委員)
- 法科大学院の教育では、基礎的な法学の素養を涵養することに相当の時間をかけることが必要であり、知財の専門教育を深化させることには限界がある。法曹資格保持者に、専門職大学院や法学系大学院でのリカレント教育においてより専門的な教育を行うことが必須であり、その充実を支援する施策を講じてほしい。[技フ] (井上委員)

(2)知財情報の活用

- 重要研究の特許マップ作成を支援する。[技フ] (荒井委員)
 - 第3期科学技術基本計画において、重点推進4分野及び推進4分野とされた計8分野(ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料、エネルギー、ものづくり、社会基盤、フロンティア)を中心に、出願件数の伸びが大きい分野、今後の進展が予想される分野について、1999年度から特許出願技術動向調査を実施している。
 - 2007年度は、iPS細胞を含む「幹細胞関連技術」等、12の技術分野について調査を実施、2008年3月末には報告書を取りまとめる予定である。
 - 特許マップを含む調査結果は特許庁ホームページや特許行政年次報告書へ掲載、また知的財産制度説明会や学会等でも紹介している。(経済産業省)
- 特許情報の解析によって、単に研究開発の企画を行うだけではなく、アプリケーションの開拓を行っている例も内外で見られる。このような特許情報の解析をより多く使っていくことが検討されていけばよい。[技フ] (岡田委員)
 - 特許情報の分析は研究開発等の企画に多いに資するものである。特許出願技術動向調査を企業・大学等に紹介すると共に、特許情報の解析の手法や内容などに関する企業等の多様なニーズに対しては、高付加価値の情報として民間事業者が特許庁から提供されるデータを元にきめ細かく対応している。(経済産業省)
- 特許情報と科学技術情報システムの統合システムを普及する。[技フ] (荒井委員)
 - 特許・論文情報統合検索システムに対して大学等向け公報固定 URL サービスを無料で提供していると共に、統合検索システムのPRも行っている。また 2008年1月には、1992年以前のすべての特許文献の蓄積が完了し、公報固定URLサービスの向上に努めている。(経済産業省)

- IPDLの充実を図っていただきたい。これは、民間も協力すべきではあるが、特に中国とか韓国も含めた検索の範囲をやらなければならない。[技フ] (野間口委員)
- IPDL絡みで、中国、インドなども含めていろいろな情報をもっと取りやすいような状況にしていただきたい。[技フ] (三原委員)
- IPDLは、さらに発展させるという意味で、グローバルな検索が可能にする。[技フ] (横山委員)
 - IPDLでは、米国や欧州の特許文献を蓄積するとともに、米国特許公報の和文抄録は日本の特許公報と一緒に検索することが可能である。今後、中国等の特許情報の収集に努めるとともに、機械翻訳を含む検索システムの技術水準を踏まえつつ、IPDL等を通しての情報提供のあり方について検討していく。(経済産業省)
- IPDLがもっと学生を含む研究者の方々が身近に使えるようにどんどん広報や啓蒙をしていただきたい。[技フ] (本田委員)
 - 独立行政法人工業所有権情報・研修館から全国の地方自治体に特許情報に関するアドバイザーを派遣し、出張指導等によりユーザのご希望に沿ったサービスを提供している。(経済産業省)
- 現在の大学研究室の研究情報はほとんどデジタルデータになっている。このデータから関連する特許と文献情報が自動的に検索され、デスクトップ上にアブストラクトが表示されるような仕組みは現在の技術で実施可能ではないか。[技フ] (渡部委員)
- 国の知財関係のアクティビティがネットワーク上で連携できるような形に持っていけば、いろいろな立場の方がより活用しやすくなるのではないか。[技フ] [市フ] (野間口委員)
 - 農林水産・食品分野における知財情報の活用については、重要な問題の一つと認識しており、各種の関連情報を一元的に得られるよう「農林水産知的財産ネットワークポータルサイト(<http://aff-chizai.net>)」を平成 19 年 7 月に立上げ。平成 20 年度においては、特許権と育成者権等の統合検索システムを導入するなどコンテンツを充実し、より利用しやすいサイトを構築予定。(農林水産省)

(3) 地域

- 地域の主導権・主体性・自立性の下、地域イノベーションへの取り組み強化、国による支援強化 地域科学技術研究の“攻め”の強化。地域大学のクラスター化(大学統合を含む)、大学研究施設の充実(大規模化、高度化、領域融合化)、及び大学研究施設／設備の産学官共有(共同研究、連携施設、設備レンタル) 企業:市場・現場を見据えたイノベーションリード。[技フ] (松見委員)
 - 平成 14 年度から、地域イノベーション・システムの構築や活力ある地域づくりの

ため、「知的クラスター創成事業（第Ⅰ期）」や「都市エリア産学官連携促進事業」を実施。19年度には、これまでの成果等を踏まえ、世界レベルのクラスター形成を強力に推進する「知的クラスター創成事業（第Ⅱ期）」を新たに開始し、6地域で実施。（文部科学省）

- 東京一極集中を脱し、国土がバランスの取れた発展をするためには、地域産業を再生する必要がある。そのためには、地域の中小企業が大学教育を活用し、新たな研究開発を起こすことを積極的に進めなければならない。[技フ]（山本委員）
- 全国に展開しているJSTイノベーションプラザやサテライトを拠点として、シーズの発掘から実用化まで切れ目のない研究開発支援を行うことにより、地域におけるイノベーションの創出を総合的に支援する「地域イノベーション創出総合支援事業」を実施。さらに平成20年度から、(独)科学技術振興機構の「地域イノベーション創出総合支援事業」において、公設試等が把握する地域企業のニーズとシーズのマッチングを図る仕組みを構築し、ニーズに即応した研究開発を支援する「地域ニーズ即応型」を新たに実施予定。（文部科学省）
- 地域の総力を結集・融合した研究開発から事業化までの取組を支援するため、平成20年度より地域イノベーション協創プログラムを実施し、地域のイノベーションを担う関係機関が有する人材や試験機器等の相互利用・協働を促しつつ、産学による共同研究に助成。（経済産業省）。
- 地域活性化に資する研究開発をより促進するため平成20年度から「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」において「現場提案型研究」を実施予定。また、新食品・新素材の開発・実用化、事業化を支援する「新需要創造フロンティア育成事業」については、平成20年度より国公立大学や公立試験研究機関が開発した新品種・新技術も事業対象に拡充予定。また、農商工連携による地域の中小企業との連携・現場ニーズを研究計画へ適切に反映する仕組みや地域における人材育成に貢献するための独立行政法人の教育的機能の強化についても検討中。（農林水産省）

(4)その他

- 特許の質についての議論を深めるべき(技術的、法的、活用の視点から)。[制フ]（渡部委員）
- ナショナルイノベーションシステムとしてこの共願特許が果たす役割を議論し、その結果米国のように大学および企業の単独所有のほうが特許流通市場に乗りやすいと考えれば、その方向で大学の知財活動がより生かされるようなシステムになるような工夫を議論する必要がある。[市フ]（渡部委員）

以上